

修正案 2

タイトル へその町文化条例

条例 修正案のみ

市の責務

第 4 条

4 市は、市民及び市を訪れる者が日常的に文化芸術に親しむ機会を提供し、
その全体の情報を広く知らしめる施策を講じる。

6、市は、市が行う施策に文化芸術の視点を取り入れるように努める。→ちょっと意味がわかりにくい？

7、と 8 を合体、または 6 と 7 を合体してもよいかも。

市民の権利及び役割

第 5 条

2 市民は、第 3 条に規定する基本理念を理解し、相互に理解し、市、事業者、学校などと交流を深め
尊重しあい、主体的に文化芸術の創造、発信、及び発展に努める。

人材育成

第 7 条

3 () の文化コーディネーターということばは計画案にまわしたほうがよいかもしれません。

子どもたちのための文化活動の充実

第 8 条

市は、次代の文化芸術の担い手となる子どもたちの心と感性を育て未来を切り拓く創造力と生きる力を育む
ため乳幼児期から文化芸術に親しむ機会の提供や環境の整備につとめる。